所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「配当、償還金等」を「配当等」に改める。

第五条第一項中「かつ、」の下に「同条第十項に規定する目論見書及び」を加える。

第十六条第一項中「第五十一条の二第一項第三号」を「第五十一条の三第一項第三号」に改め、同条第二項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の三第二項」に改め、同項第一号中「公社債等の利子等」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に改め、同項第二号中「第五十一条第一号」を「第五十一条の三第一項」に改め、同項第四号中「第五十一条の二第一項第二号」を「第五十一条の三第一項第二号」に改め、同項第五号中「第十一条第一項」を「第十一条第三項」に、「同項又は法第十一条第二項」を「法第十一条第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の三第二項」に改める。

第十六条の二第二号中「第五十条の二各号」を「第五十一条の二各号」に改め、同条第三号中「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同条第四号中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の三第一項」に改める。

第十六条の三中「第五十一条の四第二項」を「第五十一条の五第二項」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十三条の四中「株式」の下に「又は公社債」を加える。

第五十三条第一項第一号中「第八十三条第一項（配当等の支払調書）、第九十七条第一項第三号（名義人受領の配当所得等の調書）及び第百四条第二項第一号（財産債務明細書の記載事項）において」を「以下」に改め、同項第六号中「租税特別措置法」の下に「第三条の三第三項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）」を、「には」の下に「、同法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等」を加え、「支払者及び」を「支払者又は」に、「並びに種類」を「及び種類」に、「額並びに」を「額（同法第三十七条の十一の六第六項（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに」に、「本店又は」を「本店若しくは」に改め、「所在地」の下に「又はその支払の取扱者の名称及びその者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（第八号において「事務所等」という。）の所在地」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　租税特別措置法第三十七条の十一の四（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三十七条の十一の三第三項第一号（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）に規定する特定口座に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座において処理された同条第二項に規定する信用取引等の同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済について、その特定口座が開設されている同号に規定する金融商品取引業者等の営業所（同号に規定する営業所をいう。）ごとに、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額及び当該信用取引等による同法第三十七条の十一第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の譲渡に係る収入金額の合計額、その徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

八　租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項まで（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同条第二項に規定する割引債の償還金、同条第三項に規定する特定割引債の同項の償還金又は同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金（以下この号において「償還金」という。）について、その支払者又は同条第三項に規定する特定割引債取扱者若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者及び種類ごとに、その償還金の額、徴収された所得税の額並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又はその特定割引債取扱者若しくは国外割引債取扱者の名称及びその事務所等の所在地

第五十三条第二項中「通知書若しくは」を「通知書、」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「通知書又は法」を「通知書、同法第三十七条の十一の三第七項若しくは第九項ただし書に規定する報告書若しくは同法第四十一条の十二の二第八項、第九項若しくは第十項ただし書に規定する通知書又は法」に、「当該」を「これらの」に改め、「、通知書」の下に「、報告書」を加える。

第八十一条の四第九号中「社債、株式等の振替に関する法律」の下に「（平成十三年法律第七十五号）」を加える。

第八十一条の十三から第八十一条の十六までを次のように改める。

第八十一条の十三から第八十一条の十六まで　削除

第八十一条の十七第五項中「別表第四㈤」を「別表第四㈣」に改める。

第八十一条の二十八の見出し、第八十一条の二十九の見出し及び同条第一項、第八十一条の三十の見出し及び同条並びに第八十一条の三十一の見出し及び同条中「株式等証券投資信託等の」を削る。

第八十二条第一項第一号、第二項第一号及び第三項中「同条第一項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「第八条第一項から第三項まで」を「第八条第二項から第四項まで」に改める。

第八十三条第二項第五号中「第八条第一項若しくは第二項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。

第八十八条の二を削る。

第九十条の二第一項第一号ロ中「及びその」を「、その」に改め、「確定した日」の下に「及び譲渡があつた旨」を加え、同号ハ中「の数」の下に「（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）」を加え、同号ホ中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「又は居所」を「若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同項第二号イ中「株式等証券投資信託等の」を削り、「場所」の下に「。次項第一号において同じ。」を加え、同号ロ中「及びその」を「、その」に改め、「確定した日」の下に「及び当該償還金等の交付の基因となつた事由」を加え、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　ロの償還金等につき源泉徴収をされる所得税の額

ニ　その交付の基因となつた公社債等（投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、公社債又は法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債（次項において「分離利子公社債」という。）をいう。ホにおいて同じ。）の種類別及び名称又は銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

第九十条の二第一項第二号ホ中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「又は居所」を「若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二百二十五条第一項第十一号に規定する非居住者、内国法人又は外国法人に対し、国内において令第三百五十二条の二第二項各号（償還金等の支払調書の提出範囲）に掲げる公社債の償還金等（以下この項において「割引債の償還金等」という。）の交付をする者は、法第二百二十五条第一項第十一号の規定により、その割引債の償還金等の交付を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその割引債の償還金等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その交付を受ける者の氏名又は名称及び住所

二　その年中に交付の確定した割引債の償還金等の額、その交付の確定した日及び当該割引債の償還金等の交付の基因となつた事由